

私共は愚直にでも真剣に本気で建築主側の建築の専門家であることにこだわっております！

このことは私たちのモチベーションになります相互信頼の技術パートナーとしてご理解ください。

弊社は建築会社(建築業)ではなく建築士事務所(設計事務所)として業務しており
スタッフの個々は一級建築士と二級建築士という国家資格を持っております。

その建築士の業務を業としている弊社は建築をご希望される方の技術パートナーを行なう建築士事務所です。
建築をご希望される方であれば建築規模、金額の大小、新築・増改築、住宅・事業用等の区別無く業務いたします。
建築をご希望の方のコンセプトはまちまちです、低コストでご自分の価値観の建物をご希望の方はそれをコンセプトに、
デザインやその他のこだわりを求めている方はそれをとコンセプトに合わせどんな建築も専門家として努力いたします。

建築士事務所(設計事務所)とは建築士法第五章の建築士事務所の項目、第23条の

『他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する法令若しくは条例に基づく手続きの代理を行なうことを業…』と定められており
建築本体に利害を持たないことが基本です。



対して建築会社(建築業)さんは完成商品を扱いますので、工場で作るのと似て組み立てられた商品(完成品)を売ればよいわけで、最終的に商品の品質が達成していれば良く、途中経過を見せるなど生産過程を報告する義務はありません。(途中見学会などや原価公開は義務ではなくPRサービスとして行ないます)一括請負は建築主にとっては、煩わしさや完成引渡しまでのリスクは回避することができ、過程や流通のからくりやマージンを建築主側が見ない事とリスクや各利益を含めた一式金額を支払うことを引換えに、建築会社さんがリスクを負い責任は生産側が一括負います。(分割請負は責任分割)建築主と建築業者とは相反する利害が発生することになります。

現状多くの建築士は、建築会社(建築業)さんが建築士事務所 = 監視役を併設し、建築会社(生産側)が建築士を雇用するケースや、独立の設計事務所でも下請けや利害関係にあることが大方の現状です。本当の建築士事務所は建築主から委任代理契約を受け、建築を必要とする建築主の技術パートナーであることを基本として報酬を得て、建築主の求めるものを達成することが目的であり、建築士は監視役であり法律では建築主側の技術パートナーに定められているはずなのですが利害の中で建築士の立ち位置が施工側に帰属するものも存在するなど、『なんでも有り』となっているのが現実です。世界的に見ても日本の企画と利害にしばられた生産側の合理主義、建築方式は特異だと言われており、最低でも工事監理のみを建築会社から外し、別の第三者専門家に依頼するのが賢明だといわれます。そうしているうちに偽造が発生してしまいました。(まだまだ見えないところで同じようなことは行なわれているでしょう)

そう考えると、日本の建築の普通ってなにか変ではないですか？

サッカーチームの中に自分側の審判を雇っているようなものではないですか？

練習試合ならそれでも良いですが一生に何度もない、真剣な試合ならおかしいとは思いませんか？…



しかし、なにかおかしい?とは思いつつながら建築主には最良の選択肢が見つけられず、

『設計事務所に頼むのは良いのはわかるが、お金がかかるから入れられない…』残念ながらこのケースがほとんどです。

実は今まで多くの設計事務所はこの部分を解消できないでいました。

弊社は建築士として設計事務所として建築の志と理念を貫く為、建築主様目的達成のため、さまざまな方法を用い、一括請負方式より低いコストでも、設計事務所(第三者専門家)を利用できる方法をシステムし建築技術パートナーとさせていただいております。

(株)小西建築工場の許可無く本文書の一部あるいは全文のコピーならびに内容の転用を禁じます